

南小国町農業委員会

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

第1 基本方針

南小国町は、中山間及び町入会採草放牧地から成り立っており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっている。山間地のため耕作区画は狭く、補助事業及び町単独事業等で基盤整備事業を実施しているが、ほ場整備率は低い。地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

近年は、耕作者の高齢化に伴い遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、当農業委員会の指針として、具体的な取組を下記のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和7年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

目標と実績	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
令和2年3月(実績)	1,038 ha	5.4 ha	0.5 %
令和5年3月(目標)	1,035 ha	5.2 ha	0.5 %
令和8年3月(目標)	1,033 ha	5.0 ha	0.5 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員は管内を3つの区域に分け、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

調査時期については、農作業着手が確認できる8月を「利用状況調査月間」と位置付け、広報紙により調査の主旨を周知し、農業者に協力を呼びかける。

利用状況調査終了後に、所有者へ意向調査を行い、所有者の意向に応じて、農地のあっせんや農地中間管理事業のマッチングなど、農地の流動化を図る。なお、従来から日常的に利用状況調査の中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行う。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（荒廃農地調査で再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

目標と実績	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
令和2年3月(実績)	1,038 ha	266 ha	25.6%
令和5年3月(目標)	1,035 ha	267 ha	25.8%
令和8年3月(目標)	1,033 ha	268 ha	25.9%

参考：担い手の育成・確保

目標と実績	総農家数 (うち主業 農家数) <small>*農林業センサス</small>	担い手		
		認定農業者		認定新規 就農者
		個人	法人	
令和2年3月 (実績)	429 戸 91(戸)	65 経営体	3 経営体	7 経営体
令和5年3月 (目標)	429 戸 91(戸)	65 経営体	3 経営体	7 経営体
令和8年3月 (目標)	429 戸 92(戸)	66 経営体	4 経営体	8 経営体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注2：令和2年3月の「総農家数（うち主業農家数）」は2015年農林業センサスの数値を記入する。

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は、人と農地の問題解決のための「人・農地プラン変更に向けた集落座談会」や農業者への営農意向調査を通じて、農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は町、農地中間管理機構、農協等と連携し、ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見

直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定等について

農地の利用調整については、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、集落等の話し合いを推進し農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せ地域に応じた取り組みを行う。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

目標と実績	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
令和2年3月(実績)	0 経営体(0 ha)
令和5年3月(目標)	1 経営体(1 ha)
令和8年3月(目標)	1 経営体(1 ha)

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地等の発生状況

等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構や関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、適切な対応を図っていく。

②新規就農（参入）の確保について

新規参入者からの相談に応じ、農業委員及び推進委員が農地をあっせんするなど、地域で円滑に就農できるようアドバイスする。

③農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において農地の遊休化が深刻な地域については、円滑な地域営農の向上への対応を図り、新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図る。